

がん検診が全て無料に

健康診査の受診シールを郵送しました

皆さんは健康に自信がありますか？自覚症状がないからといって安心していませんか？健康で楽しい暮らしを送るためには、定期的な体のチェックが欠かせません。本市では、各種がん検診をはじめとして、さまざまな健(検)診が全て無料で受けられます。健康診査受診シールが届いた人は内容を確認し、積極的に受診しましょう。

がん検診については
健康増進課 ☎220-5783
新さわやか健康診査、その他の検診については
同課 ☎220-5784



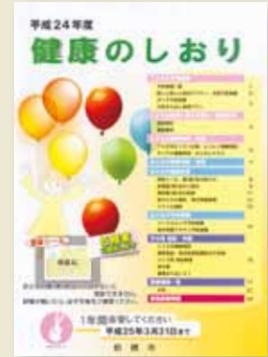
本年度の受診シールは黄色

各種がん検診	
検診名	対象
胸部（結核・肺がん）検診	40 歳以上の人
胃がん検診	
大腸がん検診	
子宮頸がん検診	20 歳以上の女性
乳がん検診	40 歳以上の女性
前立腺がん検診	50 歳以上の男性

がん検診
日本人の死亡原因の第1位である「がん」。しかし、早期発見・早期治療を徹底すれば治る確率は高くなります。そのため早期がんの発見に有効ながん検診は、とても大切です。本市では加入している医療保険の種類にかかわらず、なたでも無料でがん検診を受診できます（上表のとおり）。早期発見、早期治療のためにもがん検診を受診しましょう。

新さわやか健康診査
40歳以上の人が対象です。血液検査や尿検査、問診などを行い、自覚症状なく進む生活習慣病などを早期に見つけることができます。毎年受診して自分の体の変化を知り、生活習慣を見直すきっかけにしてください。

受診するには、加入している医療保険者（保険証の発行元）が発行する受診券などが必要です。
その他の検診
肝炎ウイルス、骨粗しょう症、歯周疾患の各検診は、加入している医療保険の種類に関係なく、対象年齢の人は無料で受診できます。人間ドックや職場の検診などにおいて受診の機会がない人は積極的に受診してください。



健(検)診は市内医療機関で受診する個別検診か、保健センターや市民サービスセンターなどで受診する集団検診から選べます。

健(検)診によって、日時や会場などが異なります。詳しくは4月に配布した「健康のしおり」をご覧ください。なお、受診の際は、必ず受診シールを用意してください。

不妊治療をバックアップ



問い合わせは **こども課** ☎220-5703

不妊治療を行っている人に治療費の一部を助成しています。申請には医師の証明書などが必要です。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。申し込み＝来年3月29日(金)までに前橋保健センター内こども課へ直接

助成を拡充
ことしから次のとおり不妊治療費の助成を拡充しました。
●一般不妊治療費助成回数を通算2年から通算3年に。
●特定不妊治療費助成の1・2回目の助成の上限額を15万円から20万円に。

助成種別	対象となる治療	助成金	対象
一般不妊治療費助成	①不妊検査 超音波検査・ホルモン検査・子宮卵管造影検査・精液検査・その他医師が必要と認めた不妊検査 ②不妊治療 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を除く不妊治療 ③人工授精	ことし4月1日～来年3月31日に、不妊治療にかかった治療費の自己負担額の2分の1以内（上限5万円。100円未満切り捨て）。同一の夫婦に対しては、1年度につき1回、通算3年まで	次の全てを満たす人。 ①法律上の婚姻関係にある夫婦 ②夫婦のどちらか、または2人とも、申請日の1年以上前から本市に住所を有している ③医療保険法における被保険者または被扶養者 ④申請日において市税の未納がない
	体外受精・顕微授精（治療終了の日がことし4月1日から来年3月31日まで）	同一の夫婦に対しては、最初の年度は3回まで、次の年度以降は年2回までを限度。通算5年・10回まで。 1・2回目：治療1回につき上限20万円 通算3回目以降：治療1回につき上限15万円	次の全てを満たす人。 ①指定医療機関で特定不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦 ②夫婦のどちらか、または2人とも、本市に住所を有している ③夫婦の昨年の所得の合計が730万円未満 ※730万円以上の場合でも定められた控除（医療費控除など）により該当する場合があります。
	特定不妊治療費助成		

食品の放射性物質検査を実施



6月18日(月)から食品の放射性物質検査を実施。皆さんが持ち込んだ物を職員が測定器で検査します。事前に電話で予約してください。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。検査実施日＝月曜～金曜（祝日を除く）、午前9時～午後3時
会場＝消費生活センター
対象＝本市に住所がある人

申し込み＝6月15日(金)から同センター☎230-1755へ
検査対象品目
自分で食べるために市内で栽培・採取した物で、以下に該当する物。
・野菜や果物、穀物、山菜、キノコなど
・釣った魚やニワトリの肉、狩猟した獣の肉など
・自己所有する井戸水や湧き水